

クレジット過剰与信規制の緩和に反対する会長声明

1 現在、経済産業省産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会において、クレジットカード等の交付・付与時の過剰与信規制について、以下の規制緩和策が議論されている。

- (1) 利用限度額10万円以下のクレジットカード等の交付・付与時は、指定信用情報機関への信用情報の照会義務（割賦販売法第30条の2第3項）及び基礎特定信用情報の登録義務（同法第35条の3の56第2項及び第3項）を免除すること
- (2) クレジットカード会社独自の「技術やデータを活用した与信審査方法」を使用する場合には、支払可能見込額調査義務（同法30条の2第1項）を免除すること
- (3) クレジットカード会社独自の「技術やデータを活用した与信審査方法」を使用する場合は、指定信用情報機関への信用情報の照会義務及び基礎特定信用情報の登録義務を免除すること

2 しかし、消費者にとってクレジット契約は、利便性がある一方、支払能力を超えた利用により多重債務に陥るリスクがある。過剰与信規制は過剰与信が深刻な多重債務問題を引き起こす一因となった歴史を踏まえて導入された経緯があり、規制緩和はこの経緯に逆行するものである。

また、日本弁護士連合会が実施している破産事件記録調査によれば、近年、負債額が100万円未満で破産に至った者の割合が増加傾向にあり、少額であれば多重債務のリスクが低いとは言い難い。利用限度額10万円以下という制限も、利用限度額10万円以下のクレジットカードを複数交付すれば規制を避けられることになりかねず、過剰与信規制の実効性を欠く。

「技術やデータを活用した与信審査方法」についても、信用情報の照会を行わない以上、既に他社からの借入で多重債務状態にある者に対してもクレジット与信することが可能になりかねず、過剰与信規制の実効性を失わせる。

3 前記の規制緩和策は、過剰与信規制の実効性を失わせるものであり、多重債務問題防止の観点から看過することはできない。当会は、過剰与信規制の規制緩和に強く反対する。

2019（令和元年）6月13日

釧路弁護士会

会長 荒井 剛